

令和6年度観音寺市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度観音寺市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,866,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当、共済費及び保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和6年2月28日提出

観音寺市長 佐伯明浩

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	国民健康保険税	1,081,868
	1 国民健康保険税	1,081,868
2	使用料及び手数料	370
	1 手数料	370
4	県支出金	5,129,418
	1 県負担金・補助金	5,129,418
8	財産収入	63
	1 財産運用収入	63
9	繰入金	632,803
	1 他会計繰入金	632,803
10	繰越金	1
	1 繰越金	1
11	諸収入	21,477
	1 延滞金	11,177
	4 雑入	10,300
	歳 入 合 計	6,866,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	121,301
	1 総務管理費	84,613
	2 徴税費	36,688
2	保険給付費	5,051,144
	1 療養給付費	4,336,418
	2 高額療養費	697,000
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	12,006
	5 葬祭諸費	5,500
	6 傷病手当金	120
3	国民健康保険事業費納付金	1,557,619
	1 医療給付費分	1,085,501
	2 後期高齢者支援金等分	356,959
	3 介護納付金分	115,159
5	保健事業費	84,254
	1 特定健康診査等事業費	55,661
	2 保健事業費	28,593
6	基金積立金	63
	1 基金積立金	63
8	諸支出金	2
	2 償還金及び還付加算金	2
9	繰出金	41,617
	1 他会計繰出金	41,617
11	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	6,866,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
三観広域負担金（電算センター）	令和7年度	34,936千円